

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	徒渉池塗装工事
2 施 行 場 所	東京都中央区勝どき一丁目9番8号（月島第二児童公園）
3 対 象 業 種	造園工事
4 工 事 概 要	熱交換ウレタン塗装工－1 269.9㎡ 熱交換ウレタン塗装工－2 208.8㎡ 産業廃棄物処理工 1.0式 補修部剥離処理工 1.0式 交通管理工 1.0式
5 工 期	令和6年6月28日まで
6 契 約 金 額	3,974,300円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和6年6月3日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都練馬区北町二丁目32番12 グランベル練馬北町202 株式会社パセオ 東京支店 支店長 三明 博行
9 随意契約締結の理由	本工事は月島第二児童公園の徒渉池及び広場の塗装工事を行うものであるが、同公園で使用してる熱交換塗料は施工管理、製品管理を行う上で専門性が高く、特殊な塗料である。 上記業者は熱交換塗料に精通していることから、熱交換塗料を使用した塗装工事を数多く受注しており、月島第二児童公園徒渉池の整備工事を受注した実績もある。現場の出来栄は良好で、工事成績評定も優良だった。 以上の理由から、同者と随意契約を締結するものである。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」等複合施設盛土工事
2 施 行 場 所	東京都中央区晴海五丁目2番3号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	盛土工事 晴海五丁目全体の計画高さ（約AP+6.5m）に地盤を嵩上げる工事
5 工 期	令和5年9月29日まで
6 契 約 金 額	27,955,400円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和5年1月13日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都文京区後楽一丁目5番3号 株式会社塩浜工業 東京本社 東京本店長 堀 昌弘
9 随意契約締結の理由	現在、隣接地において、東京都港湾局発注の晴海五丁目（特別区道中月第836線）道路改良工事（以下「港湾局工事」という。）が上記業者にて施工中である。 港湾局工事で整備がなされない範囲の一部を盛土する本工事は、港湾局工事と一体的な工事であることから、同者が施工することにより工期の短縮が図られる。 また、各単価及び経費率について基本的に港湾局工事と合わせることで、工事費全体で概ね3%の削減を図ることができる。 さらに、同者は港湾局工事を施工するに当たり、近隣住民に対し住民説明会を行っており、住民対応も円滑に進めることができるため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

